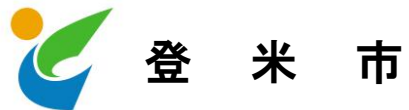


平成 24 年度
男女共同参画の施策に関する
推進状況報告書



～ 目 次 ～

1	登米市男女共同参画基本計画の概要	1
2	基本計画の実施状況及び評価	5
	○基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	
	基本目標1 男女平等の意識改革	5
	基本目標2 男女平等教育の推進	8
	基本目標3 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】	12
	○基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり	
	基本目標1 家庭生活における男女共同参画の推進	14
	基本目標2 職場における男女共同参画の推進	16
	基本目標3 地域における男女共同参画の推進【重点目標】	19
	基本目標4 政策・方針決定過程への女性の参画	24
	○基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり	
	基本目標1 安心して子育てできる環境づくりの推進【重点目標】	26
	基本目標2 介護等への支援	29
	基本目標3 高齢者、障がい者への支援	31
	基本目標4 生涯にわたる健康づくりへの支援	34
	基本目標5 単身者や生活困窮者に対する支援	35
	○市役所内部での取り組み	
	第2期登米市特定事業主行動計画（平成24年度実績）	37
3	数字で見る登米市の男女共同参画推進状況	38
	【参考】	
	◎ 平成24年度登米市男女共同参画審議会の開催状況	44
	◎ だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例	45

1 登米市男女共同参画基本計画の概要

(1) 登米市男女共同参画基本計画の趣旨

登米市では平成 19 年度から、国の「男女共同参画基本計画」及び「宮城県男女共同参画基本計画」を踏まえ、「登米市総合計画」（以下「総合計画」という。）に掲げる施策を具体化した「登米市男女共同参画基本計画」（以下「第 1 次基本計画」という。）に基づき、平成 22 年度を目標年次として男女共同参画の推進に関する施策を展開してきました。

さらに、平成 23 年 4 月に施行された「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）では、すべての市民の人権が尊重され、男女がともに責任を分かち合う社会を構築することとしていることから、今後とも引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、第 2 次登米市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しました。

(2) 基本計画の性格と位置づけ

この基本計画は、男女共同参画社会基本法に規定する計画であるとともに、条例で規定する、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る事項について定めています。

また、総合計画の「市民の創造力を生かした協働のまちづくり」の具体的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成を目指す指針となり、市、市民、事業者、教育関係者、市民団体それぞれの役割を明確にし、協働による男女共同参画社会の実現を目指します。

(3) 基本計画の期間

平成 24 年度から平成 27 年度まで。

(4) 基本計画の推進

基本計画においては、基本方針や基本目標などを定めて男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組むこととし、毎年、施策の推進状況等を公表します。

(5) 基本計画の重点目標

基本計画の期間中、特に重点的に取り組むべき「3つの事項」を、次のとおり決めました。

【重点目標1】 基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり

「男女間のあらゆる暴力の根絶」

【重点目標2】 基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり

「地域における男女共同参画の推進」

【重点目標3】 基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり

「安心して子育てできる環境づくりの推進」

(6) 基本計画の体系

基本方針	基本目標	施策の方向性
Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	1 男女平等の意識改革	(1)男女共同参画の意識啓発の推進 (2)情報収集・提供 (3)調査研究・分析の推進
	2 男女平等教育の推進	(1)男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (2)多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実 (3)男女平等の視点に立った性に関する教育・啓発の充実
	【重点目標】 3 男女間のあらゆる暴力の根絶	(1)暴力の根絶に向けた意識啓発の推進 (2)相談体制等の充実
Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり	1 家庭生活における男女共同参画の推進	(1)男女の固定的な役割分担意識の改善 (2)家事・育児・介護等における協力の推進
	2 職場における男女共同参画の推進	(1)男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善 (2)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (3)農林業・自営業従事者の女性支援

	<p>【重点目標】</p> <p>3 地域における男女共同参画の推進</p>	<p>(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進</p> <p>(2) 防災における男女共同参画の推進</p> <p>(3) コミュニティリーダーの育成・支援</p> <p>(4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援</p> <p>(5) 男女共同参画の視点に立った国際交流の推進</p>
	<p>4 政策・方針決定過程への女性の参画</p>	<p>(1) 市の附属機関等における女性委員登用の推進</p> <p>(2) 市女性職員の登用の推進</p> <p>(3) 市政への参画の促進</p>
<p>Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり</p>	<p>【重点目標】</p> <p>1 安心して子育てできる環境づくりの推進</p>	<p>(1) 子育て環境の整備</p> <p>(2) 子育て支援体制の整備</p>
	<p>2 介護等への支援</p>	<p>(1) 介護に関する社会的支援の充実</p> <p>(2) 男性の介護知識や介護技術の普及</p> <p>(3) 地域における介護体制の確立</p>
	<p>3 高齢者、障がい者への支援</p>	<p>(1) 高齢者の自立と安定した暮らしへの支援</p> <p>(2) 障がい者にやさしいまちづくりの推進</p>
	<p>4 生涯にわたる健康づくりへの支援</p>	<p>(1) 健康づくりへの支援と環境の整備</p>
	<p>5 単身者や生活困窮者に対する支援</p>	<p>(1) 出会いの場の創造</p> <p>(2) 就職支援</p> <p>(3) 相談の場づくり</p>

(7) 数値目標

	項目	現況値 ※ 1	目標値
1	「男女共同参画」の具体的内容の認知度	72.0%	100%
2	「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合	55.5%	90%
3	D V 「配偶者やパートナーからの暴力」の相談窓口の認知度	79.8%	100%
4	家庭生活中で男女の地位が平等だと思う人の割合	27.7%	50%
5	職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	21.2%	50%
6	地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	19.4%	50%
7	社会通念、習慣、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	11.8%	50%
8	各種審議会等委員への女性の登用率 ※ 2	26.7%	40%
9	女性のいる各種審議会等の数 ※ 2	83.9%	100%
10	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の具体的内容の認知度	33.3%	50%

※ 1.平成 23 年 1 月に実施した市民アンケート調査による数値

※ 2.宮城県「平成 24 年度市町村における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」による報告数値（平成 24 年 4 月 1 日現在）

2 基本計画の実施状況及び評価

男女共同参画の施策に関する推進状況を把握するため、担当課による実施状況及び評価を行うこととし、その基準は、次の3段階とします。

【実施状況】

1. 実施した
2. 検討したが実施しなかった
3. 検討しなかった

【評価基準】

- A. 計画以上の成果を上げた
- B. 計画どおりの成果があった
- C. 成果をあげることができなかった

《基本方針 I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり》

◆基本目標 1 男女平等の意識改革

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会のあらゆる場で、お互いの人権を尊重し、対等な立場で責任を分かち合う社会を形成していくための意識改革を図ることが必要です。

今なお「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識があることから、その意識改革を図りながら男女平等の意識づくりを推進します。

(1) 男女共同参画の意識啓発の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 広報とめ、ホームページ等による啓発活動	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報とめ及びホームページ掲載内容 ・ 第2次登米市男女共同参画基本計画及び行動計画の概要の周知（2回） ・ 男女共同参画に関する各種講座の受講生募集（5講座：5回） ・ 男女共同参画を考えるシンポジウム開催のお知らせ（1回） ・ DV電話相談の周知（随時） 	B	基本計画・行動計画の概要及び各種事業の周知について広報・ホームページに掲載し啓発を行ったことにより、各種事業もほぼ予定人数の参加を得て実施することができた。	男女共同参画週間（6月23日～29日）や、女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）のキャンペーンに合わせ、広報とめへの特集記事掲載を行うなど、より効果的な周知に努める。	市民活動支援課

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
②啓発資料の作成、配布	1	DV相談に関するリーフレットを大型スーパー（多くの人が集まる場所）へ設置を行った。また、成人式や乳幼児健診で配布を行った。 【リーフレット設置場所】 公共施設・小中学校・市内大型スーパー等 210カ所	B	DV被害を受けていても、行政の窓口へ相談に訪れるのには迷いがあり、なかなか解決の糸口が見つけられないケースが多い。 スーパーに置かれたチラシがきっかけで電話相談し、解決につながったケースがあった。	引き続き、多くの人が集まるところや利用するところにリーフレットを設置するなど、DV相談に関する周知啓発に努める。	市民活動支援課
③男女共同参画に関するイベント等への参加	1	DV対策支援者養成講座（全13回）、男女共同参画フォーラム、レジリエンス講座など年間を通じて多くの講座、研修会などを開催した。	A	多くの市民が講座等へ参加する機会が増え、DVに関する認識をより深めることができた。	他自治体等において開催されるものについてもチラシを配布するなど、更なる意識啓発を図る。	
④人権を考える講演会の開催	1	【対象：中学生】 平成 24 年 9 月 24 日（月） 東和中学校：200 人 講師：車椅子バスケットボール選手 京谷 和幸 氏 【対象：一般】 平成 25 年 2 月 16 日（土） 登米祝祭劇場：600 人 講師：落語家 林家木久蔵	A	【中学生】アンケート調査を行った結果、講演会開始前の人権問題に対する関心が全くないとの回答が 74%だったが、講演会終了後は、関心や理解が深まったが 96%あり、講演会による高い啓発効果が認められる。 【一般】アンケート調査を行った結果、講演会開始前の人権問題に対する関心が全くないとの回答が 64%だったが、講演会終了後は、関心や理解が深まったが 87%あり、講演会による高い啓発効果が認められる。	【中学生】講師に宮本延春氏を招き、イジメや不登校問題についての講演会を 11 月に中田中学校で行う予定。 【一般】講師にタレントの照英氏を招き、基本計画の中で重点目標として定める子育てについての講演会を 11 月に市民活動支援課と共催で行う予定。	市民生活課
⑤人権の花運動の実施	1	平成 24 年 11 月 12 日～11 月 21 日 かけ、花栽培セットを配布した。 実施校：森小学校、宝江小学校、豊里小学校、米山東小学校、柳津小学校	A	担当教諭に対し、アンケート調査を行ったところ 5 校中 4 校で人権尊重意識の啓発効果があったとの回答があり、人権に対する関心を高め、理解を深める効果があった。	11 月に佐沼小学校、米谷小学校、加賀野小学校、米岡小学校、石越小学校、迫支援学校に花栽培セットを配布する予定。	

(2) 情報収集・提供

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①男女共同参画に関する情報の収集	1	<p>男女共同参画に関する講習会・研修会へ参加し、積極的に情報収集を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「DV被害者支援養成講座」 開催地：東京都荒川区（全4日間） ・「子ども虐待、DV、高齢者虐待をなくそう」開催地：淑徳大学（6月30日） ・「ワーク・ライフ・バランス」フォーラム 開催地：青森県弘前市（8月30日） ・「男女共同参画相談員研修」 開催地：岩手県盛岡市（全12回） 	B	<p>全国の男女共同参画を推進する自治体や団体との意見交換・情報共有を行い、DV相談等の業務に役立てることができた。</p>	<p>積極的に講習会・研修会等へ参加し、国内外の動きについて情報を収集するとともに、他自治体との情報共有・ネットワークづくりに努める。</p>	市民活動支援課
②男女共同参画に関する情報の提供	1	<p>総合支所・図書館・公民館、市内高等学校へDVに関する参考図書の整備を行った。</p> <p>【購入総数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般向け：書籍67タイトル・全368冊 ・高校生向け：書籍27タイトル・全162冊 	B	<p>重点目標である「男女間のあらゆる暴力の根絶」に向けた取り組みとして、DV被害者支援及び相談対応などにおける知識向上に役立てることができた。</p>	<p>男女共同参画に関する、意識啓発を図るため情報提供に努める。</p>	

(3) 調査研究・分析の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①男女共同参画市民アンケート	3	3年に1回の調査のため未実施。	—	—	<p>平成26年2月に実施予定 対象：登米市民2,000人 (男女各1,000人)</p>	市民活動支援課

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
②子育て支援事業に関するアンケートの実施	3	H22 次世代育成支援行動計画策定時にアンケート調査を実施したが、その後は未実施。	C	計画策定時などニーズ把握が必要な場合に、調査を実施し、施策に反映させていく。	必要に応じてアンケート調査を実施し、子育てのニーズを把握し、今後の施策に活用していく。	子育て支援課
③私が見た登米市の教育チェック表	1	市の教育行政の取組状況を、住民アンケートや実数値により評価した「登米市の教育通信簿」をとりまとめ、教育委員会や議会に報告するとともにホームページで広く市民にも周知した。	B	24 年度に、実施回数を年 2 回から 1 回に、評価項目を 73 項目から 57 項目に見直し、これに伴う住民アンケートの設問も 15 項目から 10 項目に精査し、より実態に即した効率的な教育行政評価に努めた。	今後も評価項目等について、数年スパンでの見直しを行いながら、より実態に即した効率的な教育行政評価に努める。	教育総務課

◆基本目標 2 男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画についての正しい意識を持つことが必要であることから、子供から大人まで、性別にとらわれずに社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図ります。

(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①キャリア教育（進路指導）での設定	1	<p>【小学校】</p> <p>志教育の視点で各教科・領域で実施した。</p> <p>【中学校】</p> <p>キャリアセミナーや職場体験など職場調べを全中学校で実施した。</p>	B	<p>各校において志教育の視点で学校教育に取り組もうとする意識が高まってきている。キャリア教育としての職場訪問や体験活動が定着してきている。</p> <p>※志教育…人や社会とかかわる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育です。</p>	引き続き、これまでの取組を継続するとともに、地域との連携強化により活動の質の向上を図る。	学校教育課

②人権教育での育成	1	・道徳の関連価値項目の中で指導 (年2～3時間程度) ・特別活動 学校行事や各種体験活動を学校毎に実施	B	道徳指導や各種行事等の充実を通し児童・生徒の心を育てる取組が見られたが、道徳の時数確保、行事内容の検討と改善が求められる。	いじめ問題等への対応も含め、大切な事項である。目に見えて大きな成果はなくとも、地道にしっかりと取り組む。
③教材備品の購入	1	学校毎の配当予算の中で配慮しながら計画的に購入した。	B	男女の偏りなどは見られない。	これまでどおり実施の方向。
④総合的な学習の時間の設定	1	【小学校】3年生以上で年間70時間 ※ただし、豊里小学校は3年生：年間70時間、4年生：年間35時間、5・6年生：年間45時間 【中学校】1年生：年間50時間 2・3年生：年間70時間	B	各校とも地域の実態や特色を十分に生かした取組を行っている。 今後は、活動がマンネリ化しないような取り組みが必要。	地域の教育力を生かせるような取組を推進しながら、それぞれの学校が特色ある活動を展開できるよう必要なバックアップを行う。
⑤啓発資料の配布	3		—		関係機関より配布依頼に対応する。
⑥学校だよりの発行	1	学校毎に、学校だより・学年だより・学級だより等を発行した。	A	特色あるたよりが各学校で発行されている。内容も充実しており、心を育むことにもつながっている。	学校による差が生まれないような手だてを講じていく。
⑦スクールカウンセラー等の配置	1	・全中学校に1人配置(年間35日) ・小学校は、拠点校に配置	B	思春期特有の悩みをはじめ、年齢や性差に応じた適切な支援を行うことができた。	カウンセリング活動充実の面から、勤務日数や時間を増やすことを検討する。
⑧一日入学(園)を活用した説明会の設定	1	全ての幼稚園で実施した。	B	例年どおり実施され、特に大きな問題等はない。	引き続き、保護者との連携強化の構築の側面からも内容等の充実を含め検討する。
⑨教職員への啓発	3		—		教職員対象の研修会で男女平等教育の視点を意識した内容を取り入れるなどの工夫を行う。

(2) 多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①人権や男女共同参画に関する学習機会の提供	1	<p>下記の事業を開催し、DVに関する学習機会の提供を行った。</p> <p>() 内は 23 年度の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DV 対策支援者養成講座 開催数：13 回 (6 回) 参加人数：359 人 (304 人) ・ DV 被害者支援事業 開催数：12 回 (6 回) 相談件数：26 件 (12 件) ・ デートDV 講座 実施校数：4 校 (1 校) 参加生徒数：1,200 人 (1,204 人) ・ DV 防止対策職員・教職員講座 開催数：2 回、参加人数：69 人 ・ 男女共同参画を考えるシンポジウム 参加人数：170 人 ・ レジリエンス (こころのケア) 講座 参加人数：42 人 	B	<p>各種講座及び支援事業を実施することで多数の市民へ学習機会を提供することができた。</p> <p>このことにより、市民のDVに関する認識も深まり、またDV被害については、今まで隠れていたケースが啓発によってあらためて認識され、その結果相談件数も増えてきた。</p> <p>デートDV 講座については、市内の高校生を対象に開催したことにより、若い世代への正しい理解と知識の習得の場に繋がり、高校生から有意義な講座だったとの意見も出された。</p> <p>※DV (ドメスティック・バイオレンス) 配偶者や恋人など親密な関係にある者からの身体的・精神的・性的な暴力を指す。</p>	引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて、関係課と連携を図り、講座や講演会などの学習機会を提供する。	市民活動支援課

<p>②家庭教育に関する 学習機会の提供</p>	<p>1</p>	<p>【南方教育事務所】</p> <p>① 南方地区内の幼稚園、保育所において親子交流型の講座を開催。 開催数：4回、参加人数：309人</p> <p>② 明日の親となる中学生の子育て理解講座・赤ちゃん抱っこ体験 対象：南方中学校生徒 開催日：平成24年12月12日 参加人数：中学生：93人、 ボランティア：8人 抱っこ体験協力者：9人</p>	<p>B</p>	<p>① 実績報告書に活動写真は添付されているが、講座を終了した後の園児、父兄の様子が見られず、講座の効果を把握することが難しい。</p> <p>② 赤ちゃん抱っこ体験の協力者を集めるのに苦労している。</p>	<p>① 活動をもっと実施してもらえるよう幼稚園及び保育所に広報活動をする。</p> <p>② 子育てサポートセンター等を通し、赤ちゃん抱っこに協力してくれる人を早めに呼びかける。</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>②家庭教育に関する 学習機会の提供</p>	<p>1</p>	<p>【津山教育事務所】</p> <p>・家庭教育学級の開催 テーマ：「歯の健康講座」 開催日：平成25年12月7日 対象：横山小学校生徒と保護者80人</p>	<p>B</p>	<p>歯磨きの仕方を親子で学び、虫歯予防効果アップを図り、おやつや食事との関係を交えながら、上手な歯磨きの有効性を確信してもらう機会となった。</p>	<p>平成24年度で事業終了。</p>	
	<p>1</p>	<p>【登米教育事務所】</p> <p>・フラワーアレンジメント教室 対象：一般市民、開催数：3回</p>	<p>B</p>	<p>生花だけでなく、バリザードフラワーを使ったことが、男性にも好評を得た。</p>	<p>平成25年度からは、公民館事業として継続していく。</p>	
<p>③生涯にわたる学習 やスポーツ活動機会の 充実</p>	<p>1</p>	<p>【豊里教育事務所】</p> <p>① 豊里市民登山のつどい 参加人数：28人</p> <p>② 豊里地区市民交流スポーツ大会 参加人数：87人</p> <p>③ パソコン教室 参加述べ人数：155人 開催数：年12回</p>	<p>B</p>	<p>幼児から高齢者までのあらゆるライフステージを対象とし、日常的生活に密着したスポーツ活動の推進、市民に対する多様な学習機会の提供に努めた。</p>	<p>事業を継続して実施していく。</p>	

(3) 男女平等の視点に立った性に関する教育・啓発の充実

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①性と生に関する指導による育成	1	・道徳の関連価値項目の中で指導 ・特別活動 学級活動で実施 ・保健体育での指導	B	各教科・領域のねらいは達成できているが、学校ごとの指導にばらつきが見える。	年間指導計画に基づいて確実に実施していく。	学校教育課
②PTA研修会の開催	3	—	—	—	登米市PTA連合会に対し男女平等教育に関する研修会等の取り組みについて働きかけを行う。	
③いのちの大切さを学ぶ講習会の開催	1	「性と生の講座」 命の重要性とともに、自分が必要とされているという心を育てるための研修会を学校との連携で実施した。 ・実施回数：9回（小2、中4、高3） ・参加延べ人数：733人	A	性と生の健康教育について、正しい知識と情報を伝え、「いのち」を考える機会となった。	市内の学校、市民病院（助産師等）とも連携しながら年齢に応じた「性と生の講座」を継続して実施していく。	健康推進課

◆基本目標 3 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】

暴力は重大な人権侵害であるということを認識し、正しい知識を習得するための学習機会を提供するとともに、被害者支援のための相談体制の充実を図ります。

(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①ドメスティック・バイオレンス（DV）、性暴力に関する学習機会の提供	1	下記の事業を開催し、DVに関する学習機会の提供を行った。 （ ）内は 23 年度実績 ・DV対策支援者養成講座 開催数：13回（6回） 参加人数：359人（304人）	A	各種講座及び支援事業を実施することで多数の市民へ学習機会を提供することができた。 このことにより、市民のDVに関する認識も深まり、またDV被	DVの認識度は年々向上してきていると思われるが、継続した学習機会の提供及び啓発を実施していく。	市民活動支援課

	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者支援事業 開催数：12回（6回） 相談件数：26件（12件） ・デートDV講座開催校数：4校（1校） 参加生徒数：1,200人（1,204人） ・DV防止対策職員・教職員講座 開催数：2回、参加人数：69人 ・男女共同参画を考えるシンポジウム 参加人数：170人 ・こころのケア講座 参加人数：42人 	<p>害については、今まで隠れていたケースが啓発によってあらためて認識され、その結果相談件数も増えてきた。</p> <p>デートDV講座については、市内の高校生を対象に開催したことにより、若い世代の知識の習得の場に繋がり、高校生から有意義な講座だったとの意見も出された。</p>		
--	--	---	--	--

（２）相談体制等の充実

具体的な取り組み	実施状況	平成24年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①女性相談体制整備事業の実施	1	<p>NPO法人ハーティ仙台と連携し、DVや離婚で悩んでいる女性・シングルマザーの方が安心して話せる場所を設け、問題の解決と心の回復を図るための事業（パープルタイム）を月1回実施した。</p> <p>開催数：12回 相談者数 42名</p>	A	<p>対象を被害当事者の女性のみとしたため、被害者が安心して参加できる場を提供することができた。</p> <p>話し合いの場の他に、被害者が個人的に相談できるよう別の会場を準備したことにより、被害者の心の負担を軽減するとともに必要な支援が受けられる機関につなげることができた。</p>	<p>平成25年度以降は、相談業務は福祉事務所子育て支援課が主管課となる。</p> <p>また、パープルタイムは宮城県の事業となり登米市内での相談業務は、継続して実施される。</p>	市民活動支援課

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
②家庭児童相談事業の実施	1	対応実人員：27 人 対応延べ回数：204 回	B	保健福祉事務所や各関係機関と連携を図りながら、被害者に寄り添った相談業務を実施した。	県や保健福祉事務所と連携し、DV被害者等の当事者を対象とし、心身の回復や自立へ向けた話し合いの場を設置する。	子育て支援課
③総合相談窓口の設置（自殺予防対策関連）	1	相談件数：0	C	相談窓口の認知度は高くはないことから、より一層の周知が必要である。	過去の相談内容は多岐にわたっている。適切な関係部署に繋げられる情報収集に努めながら実施していく。	生活福祉課
④緊急避難用住宅設置事業の実施	2	東日本大震災以降の住宅事情から事業用の住宅確保が困難なことから平成 23 年度に引き続き事業実施を見合わせた。	—	—	平成 25 年度は事業用に 1 戸を確保している。 26 年度以降も継続する。	
⑤緊急一時保護及び自立支援体制の確立	1	DV 対応実件数：17 件	C	緊急時の一時保護等については、庁内外の関係機関と連携を図り進めることができたが、被害者の自立支援に向けた取り組みにあたっては、課内の協力体制はあるものの、支援を行う職員等の不足により、十分ではなかった。	増加傾向にある DV 被害者の救済にあたり、支援体制の充実に努める。	子育て支援課

《基本方針 II 男女が共に参画するまちづくり》

◆基本目標 1 家庭生活における男女共同参画の推進

世代や性別に関係なく、家事や育児、介護などの家庭責任は男女が共に担うという意識醸成の啓発を行い、男性がより家庭生活にかかわることができるよう育児・介護休業制度の利用を促進します。

(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①家庭における男女共同参画の促進啓発事業の実施	1	男女共同参画を考えるシンポジウムにおいて、「男女共同参画実現に向けて～それぞれの視点から」と題しパネルディスカッションを実施した。 開催日：平成 24 年 9 月 9 日 出席者数：170 人	B	男女がともに仕事と生活を両立していくためには、どのようなことが必要なのか企業・家庭・行政の視点から意見交換が行われ意識啓発につなげることができた。	引き続き、シンポジウムやイベント等において、家事・育児・介護などの家庭責任は男女が共に担うという意識醸成の啓発を行っていく。	市民活動支援課

(2) 家事・育児・介護等における協力の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①男性職員の育児休業取得の推進	1	育児休業等 Q & A を作成し、育児休業等制度の理解を深め、制度の積極的な活用の推進を図った。	C	育児休業等 Q & A を作成したことにより、制度の周知及び理解の向上に寄与したと思われる。	男性職員の育児休業の取得率は、全国的にも低い状況にあり、女性職員に偏重しているが、引き続き周知啓発を行っていく。	人事課
②男性の育児・介護休業制度の利用推進	1	男女共同参画を考えるシンポジウムにおいて、「男女共同参画実現に向けて～それぞれの視点から」と題し市内で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介した。 ※平成 22 年度「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業」知事表彰企業・最優秀賞を受賞した「㈱北水コンサルタント」の事例を紹介。	B	「子ども参観日」の開催など女性も男性も働きやすく子育てしやすい職場づくりの取り組みの実践例を発表していただき、男性が育児・介護休業制度を活用しやすい職場環境づくりについて意識啓発につなげることができた。	引き続き、シンポジウムやイベント等において、市内で取り組みが進んでいる企業と連携を図り、男性が育児・介護休業制度を活用しやすい職場環境づくりに向けた意識醸成の啓発を行う。	市民活動支援課

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
③ 男性の家事への参画	1	【登米教育事務所】 男の料理教室 男性を対象とし、料理の知識と技術の習得を目標に 3 回開催	B	身近な食材を使い、料理の基本をしっかりと教えてもらう。「家に帰ってさっそく作ってみよう」という声もあった。ただ、調理機器が使用できないところもあり、人数制限があった。	平成 25 年度からは、公民館事業として継続していく。	生涯学習課
④ ブックスタート事業の実施	1	4～5ヶ月児健診会場において、ボランティアの協力をいただきながら、絵本の配布を行う。健診を受診できなかった家庭には、保健師の訪問時に配布を依頼し、すべての子供に絵本が渡るよう配慮をしている。 年間配布数：617冊	B	絵本の配布はもとより、絵本を通したコミュニケーションの方法などの情報提供も喜ばれている。	ブック・スタートをきっかけに本に親しむ子供が増えるよう継続し、その後も読書活動が活発になるよう支援体制を整備する。	

◆基本目標 2 職場における男女共同参画の推進

男性も女性も仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れるよう働き方の見直しを事業主等へ働きかけるとともに、社会の認識を深めるための意識啓発に努めます。

また、農林業・自営業従事者の女性支援として、女性の労働に対する適正評価と経済的自立のため、家族経営協定の普及を促進します。

（1）男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 男女雇用機会均等法等の周知徹底	1	男女共同参画を考えるシンポジウムにおいて、「男女共同参画実現に向けて～それぞれの視点から」と題し	B	女性も男性も働きやすく子育てしやすい職場づくりの取り組みの実践例を発表していただき、男女	引き続きシンポジウムやイベント等において、市内で取り組みが進んでいる企業	市民活動支援課

		市内で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介した。 ※平成 22 年度「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業」知事表彰企業・最優秀賞を受賞した「㈱北水コンサルタント」の事例を紹介。		の雇用機会の均等な確保と待遇について意識啓発につなげることができた。	と連携を図り、働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮でき、家庭と仕事を両立できる就労環境づくりに向けた意識醸成の啓発を行う。	
②セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止の啓発	2	—	—	—	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントに関し、広報やホームページで啓発を行う。	

（２）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①勤務時間の短縮等の実施啓発	1	男女共同参画を考えるシンポジウムにおいて、「男女共同参画実現に向けて～それぞれの視点から」と題しパネルディスカッションを実施した。	B	職場と生活の調和を図るためにどのようなことが必要なのか企業・家庭・行政の視点から意見交換が行われ意識啓発につなげることができた。	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進について、広報やホームページで啓発を行う。	市民活動支援課
②再雇用制度の普及促進啓発	2	—	—	—	育児や介護等により退職した方の再雇用制度について、広報やホームページで普及促進啓発を行う。	
③市内における託児所の開設及び事業所内保育施設への支援	1	事業所内保育施設への補助を実施 ・ 1 か所：石巻ヤクルト登米センター	B	計画どおり実施できている。	今後も事業所内保育施設への支援を行う。	子育て支援課
④ファミリー・サポート・センター事業	1	放課後児童クラブ終了後の子どもの預かりなどによる利用があった。 利用実件数：233 件	B	利用はあるものの、利用者が固定しているため、更なる事業内容の周知が必要である。	事業内容の周知を行い、利用会員及び協力会員の確保に努め、安心して子育てができる環境を整えていく。	

(3) 農林業・自営業従事者の女性支援

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 農産加工組織の活動支援	1	<p>農産加工に関する技術研修並びに情報の収集を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩麴の研修会 開催数：1回、参加人数：48人 ・手書きPOP研修会 開催数：2回、参加人数：26人 ・特産品販売の視察研修会 開催数：1回、参加人数：20人 ・新商品の開発を行った（1件） 	B	<p>農産加工に関する技術の向上のための研修や情報収集などの活動を通じて、新たな商品開発に取り組む意欲が高まってきている。</p>	<p>新たな商品開発や販路の拡大を促し、農産加工者の所得向上を図る。</p> <p>開発した商品を6次産業化へ繋げていくことで地域農業の振興を図る。</p>	農林政策課
② 6次産業の育成支援	1	<ul style="list-style-type: none"> ・「6次産業化セミナーin登米」 登米市加工連会員参加者：4人 女性参加者：16人 ・ビジネスチャンス支援事業を活用した支援 地域資源有効活用施設・機械整備事業（花野歌くらぶ） 	B	<p>ビジネスチャンス支援事業を活用した支援により、地域資源を活用した農産加工に取り組む女性農業者の支援の充実が図られた。</p>	<p>引き続きビジネスチャンス支援事業の周知啓発に努め、女性ならではのアイデアを活かした加工・販売施設整備、商品開発、販路開拓等を実施していく。</p>	ブランド戦略室
③ 家族経営協定締結の促進	1	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 平成 24 年 4 月～25 年 3 月 新規：12 件（内女性含み 3 件） 解約：8 件（内女性含み 5 件） 	B	<p>認定農業者の認定や農業者年金の政策支援に加入のために締結しているケースが多い。</p> <p>経営に参画する女性の締結が少ないので女性農業委員の活用を図る必要がある。</p>	<p>家族経営協定の普及を促進する。</p> <p>締結しやすい環境の整備を図るため、農業委員等に制度の周知を行う。特に女性農業委員への働きかけを促す。</p>	農業委員会
④ 農業者との意見交換会	1	<p>農業者等との意見交換会を実施した。</p> <p>開催日：平成 25 年 3 月 5 日</p> <p>出席者総数：34 人</p>	B	<p>意見交換会については、市内の農業者や法人の構成員を対象に開催したが、農業委員会活動について、理解と現状を知っていただく場として、有意義な場となった。</p>	<p>農業者等との意見交換会を8月頃に実施する。</p> <p>また、市民に農業委員会の活動を知っていただくため「農業委員会だより」の発行を増やす予定。</p>	

◆基本目標 3 地域における男女共同参画の推進【重点目標】

地域社会においては、性別による固定的な役割分担意識から生じる習慣等が依然として強く残っていることから、地域活動に男女が共に参画することの必要性や重要性について啓発を進めるとともに、女性が地域で活躍できる環境整備に努めます。

(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①性別や世代を問わず参加しやすい会議等の開催	1	① 夜間及び土日に開催した主な会議等 ・道路事業説明会/夜間 ・登米市地域防災計画（原子力災害対策編）に係る住民懇談会/夜間及び日曜日 ・グリーンツーリズム推進協議会総会・役員会/夜間 ・女性リーダー養成講座/土曜日 ② 大会、事業等の実施日時も、実行委員会等で協議し、参加しやすい日時となるよう努めた。	B	会場及び日時については、対象者や地元区長等との調整を図り、出来るだけ参加者の多く集まれる会場や日程を設定した。 会議によっては、夜間及び土日の開催を実施しても、参加人数が想定を下回ったり、女性の参加が1～2割程度にとどまっている。	今後も、周知方法を含め対象者が参加しやすい会場や日程調整を行うとともに、市民との意見、情報交換を大切にして、事業等の所期の目的達成に向けて進めていく。	全庁
②市内小中学校の各種行事の開催	1	市内各小中学校とも、運動会や学芸会・文化祭など、大きなイベントは保護者が参加しやすいように原則、土曜日もしくは日曜日に実施。	B	各校とも例年どおりの保護者の参加状況である。	保護者の意見を聞きながら、できる限り要望に応えられるようにしていく。	学校教育課
③ファミリー・サポート・センター事業	1	子育てに臨時的・突発的に援助が必要になった場合に支援を行うため、利用会員（子育ての援助を受けたい方）・協力会員（子育ての援助ができる方）の確保に努めた。 【会員数】 利用会員：62人、協力会員：55人、両方会員：4人	B	利用はあるものの、利用者が固定しているため、更なる事業内容の周知が必要。	事業内容の周知を行い、利用会員及び協力会員の確保に努め、安心して子育てができる環境を整えていく。	子育て支援課

(2) 防災における男女共同参画の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①防災組織への女性の参画推進	1	<p>地域防災計画の見直しにより下記内容を新たに掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営への女性の参画 ・避難所での男女のニーズの違い ・女性の防災リーダーの育成 ・女性ボランティアの安全確保 ・防災訓練への女性の参加 	B	<p>災害時の予防体制や事前対策等について、男女共同参画に配慮した内容となった。</p> <p>なお、地域防災計画を基とする各種マニュアル等へも反映されるよう周知する必要がある。</p>	<p>今後も必要により地域防災計画を修正していく。また、各種マニュアル等へ反映されるよう周知等に努める。</p>	防災課
②災害現場における男女共同参画	1	<p>① 男女共同参画を考えるシンポジウムにおいて、「男女共同参画実現に向けて～それぞれの視点から」と題しパネルディスカッションを実施した。</p> <p>② 東日本大震災と男女共同参画視点の支援が書かれた書籍「女たちが動く」を総合支所・図書館・公民館へ配布した。</p>	B	<p>① 男女共同参画の視点を踏まえた支援について、「えがおねっと」の活動内容を交え、災害支援においてどのようなことが重要なのか意見交換をしたことで意識啓発の働きかけにつながった。</p> <p>② 女性の視点及び性別に配慮した視点による災害支援について、知識向上に役立てることができた。</p>	<p>男女共同参画の視点を踏まえた災害支援について、引き続き啓発活動に努める。</p>	市民活動支援課

(3) コミュニティリーダーの育成・支援

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①女性セミナーの開催	1	<p>◆登米市女性セミナーの開催 開催日：5/23、6/20、7/18、8/28、9/26、10/23（全6回） 対象：市内居住または在勤の成人女性 30人(参加人数:13人) 学習会6回のうち、4回以上受講した受講生9人に、教育長から修了証を授与した。</p>	B	<p>受講者は減少傾向だが、修了後は地域活動などに参加している。</p>	<p>地域で活動する女性の情報交換の場を提供するなど、修了後もフォローアップできる体制を見直す。</p>	生涯学習課

	1	<p>【森公民館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性教室の開催 <p>石巻市、女川町、東松島市を視察 参加人数：17人</p>	B	<p>石巻民主商工会の方に、現地を案内してもらい震災当時の様子や現在の状況を説明してもらった。</p> <p>参加する方がいつも同じメンバーなので、若い方の参加を促す必要がある。</p>	若い年齢層に声掛けし、参加を促す。	
	1	<p>【登米教育事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人会館1日研修 <p>みやぎ婦人会館での研修 7婦人団体で参加</p>	C	<p>参加者は、年配者が多いが団体毎、地域毎の集会時に研修したことを活かしている。</p>	平成25年度からは、公民館事業として実施していく。	
	1	<p>【豊里教育事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性セミナー <p>参加延べ人数：67人、年7回開催</p>	B	<p>地域におけるネットワークの構築と女性リーダーの育成が図られた。</p>	事業を継続して実施していく	
②地域参画推進講習会の開催	1	<ul style="list-style-type: none"> ・女性リーダー養成講座 <p>「OH!TOME(おとめ)カフェ」 開催：平成24年10月～12月 (全6回) 対象：市内在住20代～50代女性 参加人数(※定員)：20人</p>	B	<p>全6回の講座を開催した中で参加した女性の意識の向上が図られた。また、子育て中の母親の参加促進を図るため託児を行い、周知についても、チラシ・ポスターの配布先を幼稚園・保育所・託児所等にまで広げ実施した結果、24年度は定員を超える応募があった。</p> <p>しかし、単年度で終了するのではなく、受講生のフォローアップ講座等を開催し、地域における計画づくりなどへの参画について、推進を図ることが必要。</p>	<p>引き続き参加者募集の効果的な周知啓発に努めるとともに、講座内容の充実を図る。</p> <p>また、参加しやすい環境の整備を図るため、平成25年度は10月上旬～11月下旬の隔週土曜日に全5回で開催予定。</p>	市民活動支援課

(4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 出前講座の開催	1	登米市民生委員児童委員総会終了後、DV防止対策講習会を実施した。 開催日：平成 24 年 5 月 29 日 参加人数：171 人	B	登米市の民生委員児童委員が一同に会する場において講習会を開催したことにより、効果的な学習機会の提供となった。	団体との連携を図りながら、今後も効果的な学習機会の提供に努める。	市民活動支援課
② 市民活動に対する支援体制の整備	1	・市民活動総合補償制度 平成 24 年度実績 傷害補償：3 件、賠償補償：1 件	B	問合せ件数や事故報告の申請が年々多くなっており、制度内容が広く知られてきている。	市民が安心して市民活動に参加できるようにするため、引き続き同制度の周知に努める。	

(5) 男女共同参画の視点に立った国際交流の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 登米市国際交流協会への支援	1	登米市の国際交流推進の中核である登米市国際交流協会に補助金を交付し、市民の国際交流事業参加機会を充実させ、その国際理解・感覚を養った。 ・日本語講座：年間約 40 回 ・海外姉妹都市交流事業（受入事業等） ・登米市国際まつり（12 月実施） ・通訳ボランティア協力（防災訓練等） ・外国語指導助手（ALT）関連事業 ・多文化共生社会形成促進関連事業（シンポジウム、交流会等） ・国際交流関係団体との連携 ・その他各種交流事業実施	B	市国際交流協会への支援は、国際交流・国際化関係機関と連携を図ること並びに人材育成の面でも有効となっている。 市の国際化推進は単に「交流」だけに焦点を絞っただけでは不十分となり、市内に在住する外国人にやさしい住環境づくりを主軸とした「多文化共生社会」「男女共同参画社会」を実現するためにも、意識の壁、言葉の壁、生活の壁の解消が必要と考えられる。	本市の国際化を進める上で、市民の国際交流意識の高揚は不可欠である。 今後も多文化共生社会の形成や国際理解の推進、国際交流の担い手となる人材を育成するため、市国際交流協会等関係団体との連携を高め、当事業を継続していく。	市民活動支援課

<p>②日本語講座・多文化共生シンポジウムの開催</p>	<p>1</p>	<p>日本語講座及び多文化共生シンポジウムについては、補助金交付先である登米市国際交流協会の事業として実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語講座：年間約 40 回 ・日本語講座交流会 4 回実施 ・多文化共生シンポジウム <p>※平成 24 年 12 月 16 日開催の登米市国際まつり内で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登米市国際まつり <p>参加延べ人数 400 人</p>	<p>B</p>	<p>各事業は市の課題や市民のニーズ、社会情勢に即し、それらに柔軟に対応しながら展開している。また、日本語講座や外国人同士の交流などの専門的な事業の実施により、市の国際化・多文化共生に資することができた。</p>	<p>市民全体対象事業でも、会員のみの参加となっている事業も見られるため、周知広報の一層の工夫と、事業を支援する人材の育成を図る。</p>	<p>市民活動支援課</p>
<p>③外国人相談窓口設置事業の実施</p>	<p>1</p>	<p>市内に居住する外国人の相談窓口を設置（平成 22 年度から）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務：登米市国際交流協会に委託。 ・相談日：定例日（毎週金曜日）及び電話相談（月・水・金） <p>・平成 24 年度実績：19 件</p> <p>英語：10 件 中国語：5 件 韓国語：4 件</p> <p>（県内で、市役所が相談窓口を設置しているのは本市と石巻市のみ。）</p>	<p>B</p>	<p>現在の「外国人相談員」の体制は、個人レベルの役割でしかない。外国人相談員自身を感じているように、解決出来る問題は限られてくるが、市内に在住する外国人にやさしい住環境づくりを主軸とした「多文化共生社会」の形成には不可欠な事業となっている。課題としては相談に対応する人材の不足などが挙げられる。</p>	<p>個別の相談窓口や相談員同士の、ネットワークづくり、及びより多くの人々支えあう仕組み作りを進める。</p> <p>また、周知広報の一層の工夫と、相談に対応する人材の育成を図る。</p>	

◆基本目標 4 政策・方針決定過程への女性の参画

今後のまちづくりの活性化には、女性の視点と様々な能力の活用が不可欠であり、男女共同参画を進めるうえでは、政策・方針決定過程へ女性の意見を反省させることが重要であることから、審議会や委員会等への女性の参画の拡大を推進します。

(1) 市の附属機関等における女性委員登用の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成24年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①意思決定過程への女性参画の推進	1	<ul style="list-style-type: none"> 女性リーダー養成講座「OH!TOME(おとめ)カフェ」 開催：平成24年10月～12月(全6回) 対象：市内在住20代～50代女性 参加人数(※定員)：20人 	B	全6回の講座を開催し、コミュニケーション、スピーチ、ジェンダー(男は仕事・女は家庭などのような社会的、文化的につくられた性別)等について、参加した女性の意識の向上が図られた。	引き続き参加者募集の効果的な周知啓発に努めるとともに、講座内容の充実を図る。	市民活動支援課
②女性人材リストの整備	2	—	—	—	人材リストの整備に向け検討を行う。	
③附属機関等への女性委員登用の促進	1	<p>審議会等委員への女性の登用状況調査を実施するとともに、年度末には関係課に対し審議会等委員への女性登用促進について通知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月1日現在登用率26.7% 	B	各種審議会等委員への女性の登用率は、前年度から0.9%増となっている。目標値である登用率40%へ向け、女性委員のいない(少ない)審議会等で積極的な登用が必要である。	引き続き、目標値を達成できるように女性委員の登用促進を図る。	全庁

(2) 市女性職員の登用の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成24年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①管理職への女性登用の促進	1	平成24年度における女性管理職の人数48人(平成23年度は44人)	B	平成23年度と比較し女性管理職が4名の増となったことにより、職場内における男女共同参画の意識	今後、ますます多様化する市民ニーズに的確に応えていくためには、女性管理職の	人事課

				が向上した。 また、率先垂範という観点からも自治体としての役割を果たしている。	必要性が高まるものと考えられることから、今後とも、女性職員の管理職への登用を促進していく。	
②研修の機会の充実	1	各種研修受講者の募集は、性別に関わりなく行った。	B	職場外研修(市町村職員研修所の研修など)、職場内研修ともに、機会均等が確保されており、男性職員と同様に能力向上が図られたと考えている。	取り組みを継続。	

(3) 市政への参画の促進

具体的な取り組み	実施状況	平成24年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①広聴活動推進事業	1	<ul style="list-style-type: none"> ・市長へのメール：58件 ・市長への提言箱：65件 ・移動市長室：9回 ・出張市役所：3回 	B	市長へのメール・提言箱については担当部署において回答案を作成し、市長の決裁を経てそれぞれ回答した。移動市長室については総合支所単体に9回開催、44団体(808人)と意見交換などを行った。出張市役所は、実施団体の申請により3回実施、329人が参加した。	広く市民の声を聴くため、これまで同様の取り組みを推進していく。	市長公室
②各種講演会やイベント等の開催	1	<p>① 男女共同参画を考えるシンポジウム</p> <p>【第1部 基調講演】</p> <p>「いま、共生の時～女(ひと)と男(ひと)が共に生きる社会～」</p> <p>【第2部 パネルディスカッション】</p> <p>「男女共同参画社会の実現へ向けて～それぞれの視点から～」</p>	B	<p>① 男女共同参画を身近な問題として捉えるとともに、男女共同参画社会の必要性について意識の向上につなげることができた。</p> <p>② 各種の事業、催し等の開催にあたり、所期の目的に沿った成果を上げることができた。</p>	<p>① 引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて、関係課と連携を図り意識啓発のための各種講演会やイベント等の事業を展開する。</p> <p>② これからも市民との連携を大切にしながら、事業等の展開を図っていく。</p>	全庁

		<p>開催数：1回、参加人数：170人</p> <p>② 生涯学習の観点から、生涯各期における事業、学習活動等を実施し、これらの事業等を通じて市政への理解と関心を持ってもらうよう努めた。</p>			
--	--	---	--	--	--

《基本方針 Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり》

◆基本目標 1 安心して子育てできる環境づくりの推進【重点目標】

子育てに関する相談や情報提供の充実を図るとともに、多様化する子育てのニーズに対応するため、子育て支援体制の充実を図ります。

(1) 子育て環境の整備

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 各種保育事業の充実	1	<p>保護者の子育てと仕事の両立を支援し、その乳幼児の健全な心身の発達を図るため、各種保育事業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常保育事業 ・ 延長保育事業 ・ 一時保育事業 ・ 障害児保育事業 ・ 低年齢児保育事業等 	B	<p>保護者の就労形態の多様化や女性の就労機会の増加により、延長保育を希望する保護者が増加している。延長保育は一部の市民を対象としているが、現在受益者負担がない状況であり保育料徴収について検討が必要である。</p>	<p>今後も各種事業の充実を図っていく。</p>	子育て支援課
② 幼保一体化の検討	2	<p>課内での検討にとどまった。</p>	C	<p>十分な検討にまでは至っていない。</p>	<p>市民生活部と連携をとりながら積極的に検討に取り組んでいく。</p>	学校教育課

③ 幼稚園の預かり保育の実施	1	全ての幼稚園で実施した。	B	働くお母さんの応援ができた。	要望に応えられるよう工夫しながら引き続き実施していく。	
④ 医師招聘及び医療連携の充実	1	<ul style="list-style-type: none"> ・東北大学病院医局への要請 ・市、県ホームページへの求人掲載 ・宮城県ドクターバンクへの求人掲載 ・全国自治体病院協議会への求人掲載 ・医師紹介業者の活用 ・医師招へいに係る国、県への要望活動の展開（県市長会等） ・医学生奨学金貸付制度の継続 平成 24 年度貸付実績 2 名 (延べ 20 名) 	C	産科、小児科の入院再開のためには複数医師の招へいが必要であり、当該科目の医師招へいについては、現下の医療環境においては非常に厳しい状況である。	<ul style="list-style-type: none"> ・医師招へいについては、今後もあらゆる機会を通じて継続的に取り組んでいく。 ・新二次医療圏における新たな医療連携等のあり方について、関係者間で協議しながら地域医療の確保に向けた取り組みを推進していく。 	医療局 企画総務課
⑤ 放課後児童健全育成事業の推進（放課後児童クラブ）	1	<p>保護者が就労等で家庭にいない児童を対象に、放課後児童クラブにおいて健全な育成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ数：17 クラブ ・登録児童数：496 人 ・利用児童数：83,096 人 ・登米市保育担当者及び児童館等指導員研修会（4 回開催） 	B	計画どおり実施できている。	放課後児童の健全な育成のため、事業の充実を図っていく。	子育て支援課
⑥ 要保護児童対策地域協議会の開催	1	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第 1 回 7 月 27 日～8 月 10 日のうち 5 日間 参加延べ人数：115 名 ◆ 第 2 回 2 月 12 日～2 月 21 日のうち 5 日間 参加延べ人数：117 名 ◆ 代表者会議：平成 25 年 3 月 15 日 	B	出席率も高く、要保護児童の早期発見や児童に対する適切な対応について共有し、関係機関との調整や情報共有を図ることができた。	今後も定期的に関係機関の円滑な連携・協力を努める。	

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
⑦家庭児童相談事業の実施	1	相談業務実績 実人数：381人（延べ2,756人） ケース検討会：68回開催 検討ケース数：473件	B	子どもに関する各般の問題に専門の家庭児童相談員を配置し、ケースに対応するとともに、関係機関との連携を図りながら相談業務と問題解決のための調整・ケース検討を行った。	多様化・複雑化するケースに対応するため、今後とも各関係機関と連携を図りながら相談事業を実施する。	子育て支援課

（2）子育て支援体制の整備

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①子育て支援センター事業の充実	1	子どもを養育する家庭・地域の総合的な子育て支援を行った。 ・利用者実数：30,861人 ・育児相談件数：215件	B	計画どおり実施できている。	地域における子育て支援サービスの充実を図っていく。	子育て支援課
②子育てに関する情報提供	1	登米市子育てガイドブック、子育てまっぷスマイルとめっこを発行した。	B	計画どおり実施できている。	更に情報提供体制の強化を進め、子育て支援体制を整えていく。	
③子育てサポーターの育成	1	◆登米市子育てサポーター入門講座 ・開催日：11月8日、11月15日、11月22日（3回開催） ・対象：市内在住または在勤で、子育て支援に関心があり、ボランティアとして支援活動をする意欲のある方30人（参加人数6人） ・研修会3回すべて受講した受講生6人に教育長から修了証を授与した。	B	受講生の中でボランティアとして登録した方の活動の場が少ない。	平成25年度より、有償ボランティアとして社会教育事業などで活動を予定している。	生涯学習課

④各種行事の託児の実施	1	<p>女性リーダー養成講座及び男女共同参画フォーラム等の開催にあたって、託児を設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性リーダー養成講座(全7回) <p>託児利用述べ児童数：11人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画フォーラム <p>託児利用児童数：0人</p>	C	<p>各種行事における託児の設置について、申込者が少ない現状もあり、全庁的な取り組みが進まない状況となっている。</p>	<p>講演会やイベントの際に託児の設置を行っていく。</p> <p>また、どのような手法なら、より参加しやすくなるのかを考え、対応していく。</p>	全庁
-------------	---	---	---	--	--	----

◆基本目標 2 介護等への支援

各種介護サービスの充実を図るとともに、支援体制の強化を図りながら家族介護を支援します。

また、介護休業制度について周知を図り、男女とも介護休業を取得しやすい環境づくりに努めます。

(1) 介護に関する社会的支援の充実

具体的な取り組み	実施状況	平成24年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①市内介護保険事業所研修会の実施	1	<p>東部保健福祉事務所で開催した市内介護保険事業所研修会において、講師として参加しサービス提供時の事故状況、各種届書等の手続き関係の説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催数：3回 ・参加数：136事業所、194人 	B	<p>東部保健福祉事務所と一緒に開催することで、多くの事業所の参加が期待でき、県からのお知らせ等についても市と共有することができる。</p>	<p>今後も平成24年度実施と同様の方向で行っていく。</p>	長寿介護課

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
②介護認定調査員研修会の実施	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任調査員研修 開催数：4回、参加人数：15人 ・ 指定居宅支援事業者の新規介護支援専門員現任調査員研修（県と合同） 年1回、参加人数：100人 	B	新任調査員には、要介護認定等の基本的な考え方を学習していた だき、現任調査員研修では、特に特記事項の重要性の研修を行い要介護認定者の適性を行っている。	今後も要介護認定等の適正な審査判定を行えるよう、よりよい認定調査及び情報提供できるよう指導していく。	長寿介護課
③介護雇用プログラム事業の実施（緊急雇用事業）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託契約事業所6事業所 ・ 雇用数：17人 ・ ヘルパー2級取得者：16人 	B	失業者が介護現場で働きながら、ヘルパー2級の資格を取得し、継続して事業所で雇用されており、介護現場の従業者の確保につながった。	介護雇用プログラムの事業は平成24年度で終了する。	

（2）男性の介護知識や介護技術の普及

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①介護支援事業の実施	1	社会福祉協議会と宮城登米広域介護サービスに委託して実施。 開催数：20回 参加延べ人数：227人	B	介護者のリフレッシュ、情報交換、介護知識の普及の機会となっている。	今後も平成24年度と同様の方向で実施していく。	長寿介護課

（3）地域における介護体制の確立

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①認知症サポーター養成講座の開催	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催数：11回 ・ 参加人数：224人 	B	認知症の普及啓発の機会となった。	今後も平成24年度と同様の方向で実施していく。	長寿介護課

◆基本目標 3 高齢者、障がい者への支援

高齢者や障がいのある人が、生きがいをもって暮らし、自立した生活を安心して送ることができるよう就労支援や生活環境の整備、その他必要な支援やサービスの提供に努めます。

(1) 高齢者の自立と安定した暮らしへの支援

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 高齢者の社会参加の促進	1	【森公民館】 長寿大学の開催（年 4 回） ・健康体操 参加人数：26 人 ・移動研修 参加人数：22 人 ・グラウンドゴルフ 参加人数：20 人 ・悪質商法の実態と防止策 参加人数：22 人	B	震災で公民館が使えないため、回数を減らして実施した。老人会が解散したので、長寿大学の開催をなるべく多くして、集まる機会を作る必要がある。	長寿大学の開催を年 4 回から 6 回に増やす。	生涯学習課
① 高齢者の社会参加の促進	1	【豊里教育事務所】 ・ガンバル杯北上水系ゲートボール大会 参加チーム：42 チーム 参加人数：252 人 ・シニアいきいきセミナー 参加延べ人数：108 人 年 6 回開催	B	生き甲斐を持ち、心豊かな生活のための知恵や教養と基礎体力を養う。	事業を継続して実施していく。	
	1	【石越教育事務所】 高齢者を対象とした健康づくり・創作活動・視察研修・いきがいまつりなど全 6 回の学習会を実施した。 多くの女性の参加を得て、参加者の交流を図り、生きがいに繋がる学習会を企画運営した。 参加延べ人数：450 人	A	町内の高齢者教育事業として、長年実施してきたもので、プログラムにも女性の意見要望を取り入れた形となっているため、参加者からも好評を得た。（創作教室などの文化活動）	平成 25 年度から石越公民館が指定管理者制度導入となり、事業の実施についてもより充実したものに展開されるように工夫を要する。	

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
② 高齢者の雇用機会の創出	1	社団法人 登米市シルバー人材センター 受託件数：4,788 件 受託金額：388,094,067 円	B	社団法人登米市シルバー人材センターでの受託件数・金額ともに過去最高を記録し、県内では仙台市に次ぐ 2 番目となった。今後も定年退職後の高齢者の就業機会を確保し、仕事を安定的に供給できる組織を形成してほしい。	受託件数・金額は上昇しているが、会員数は年々減少しているため、会員数増に向けた取り組みに期待したい。	商工観光課

(2) 障がい者にやさしいまちづくりの推進

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 道路整備事業	1	平成 24 年度に実施した道路整備事業 33 路線のうち歩道の設置を計画している 12 路線については、すべて車道と高さを合わせたフラット型として実施した。	B	歩道設置路線については、計画どおりの成果を上げることができた。 現在事業を実施している路線のうち歩道を設置しない路線については、地元計画説明や用地取得を数年前に行っていることから、幅広路肩となっていない状況である。	今後計画する路線のうち歩道を設置しない路線については、幅広路肩導入の検討を行うこととする。	道路課
② 説明会への参加促進	1	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画を考えるシンポジウムの開催にあたって、車椅子で来場する方のスペースの確保に努めた。 道路事業の説明会では、対象者すべてに説明を行う必要があるため、欠席者には後日個別に説明を行う等の対応を行った。 	B	高齢者や障がい者の積極的な社会参画の促進につながった。 障害者に優しい施設選びはもちろんのこと、それで補いきれないソフト面の対応についても向上させる必要がある。	高齢者や障がい者の積極的な社会参画を促進するため、会議等において参加しやすい環境整備に努める。	全庁

③第3期障害福祉計画の策定	1	第3期障害福祉計画に基づき、自立支援給付等各種事業を実施した。	B	障がい者やその家族等に対して各種事業を実施することで、安心して地域生活を送れるようになっている。	次期障害福祉計画策定に向けて、基礎資料となる調査等を実施していく。	生活福祉課
④社会参加促進事業の実施（地域生活支援事業）	1	手話通訳相談員の派遣を行い、938人（うち障害者138人）の相談を受け付けた。	B	手話通訳相談員の派遣については、相談件数が、昨年と比べ減少したものの、おおむね計画通り相談業務を行い社会参加を促進した。	今後も社会参加の促進のため、手話通訳相談員の派遣を行っていく。	
⑤障がい者の雇用支援	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用に関するアンケート調査 主催：宮城県 共催：登米市 目的：障害者雇用の有無を把握するとともに、障害者を雇用するにあたって不安に感じていること等を把握し、今後の障害者就労支援について検討するため 対象：登米圏域の従業員20名以上の事業所179カ所 ・ 平成24年度障害者就労支援研修会 主催：宮城県 後援：登米市 開催：平成25年2月7日 参加者：有限会社中田サンファーム、9事業所（就労系福祉サービス事業所）、迫支援学校、迫公共職業安定所、地域生活支援センター「ポレポレ」、障害者就業・生活支援センター「ゆい」 研修内容：障害者雇用に関するアンケート調査結果報告、宮城障害者職業センター所長により講演「障害者就労支援者が企業に向けて働きかけを行うポイント」 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用に関するアンケート調査 登米市内の障害者雇用状況の把握、また、事業所の障害者雇用に対するの考えが分かり、今後の支援策を講ずる上での参考となった。 アンケートを送付した事業所のうち、約65%の事業所から回答があり、そのうちの約50%の事業所で障害者を雇用していた。 ・ 平成24年度障害者就労支援研修会 主に「事業主の障害者雇用の考え方と理解」、「支援に当たっての企業の理解」、「企業への接し方（対応に当たっての留意事項）」の3点について学び、障害者就労支援の理解を深めた。 	障害者自立支援協議会において、障害者の「就労」についての検討部会を設立し、課題の洗い出し、課題解決のための方策について、市内の事業所等と協議を行う。	

◆基本目標 4 生涯にわたる健康づくりへの支援

女性が安心・安全に妊娠・出産できるとともに、男女がともに健やかにすごせるよう、生涯を通じた心と体の健康づくりに努めます。

(1) 健康づくりへの支援と環境の整備

具体的な取り組み	実施状況	平成24年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ [※] に関する学習機会の提供 ※性と生殖に関する健康と権利	1	高校生を対象にデートDV講習会を開催した。 テーマ「大切にしたい性と命」 開催：市内5校 参加生徒：1,200人	B	参加した生徒から「将来に役に立つことが学べた」「相手の意見を尊重できる人間になりたい」との感想や意見をいただくなど、人間の性についての正しい理解と知識の習得の場に繋がった。	今後も学習機会の提供に努める。	市民活動支援課
② ライフステージに応じた心身の健康支援に関する情報の提供と相談の充実	1	「子育て元気サポート事業」 ・乳幼児健診時の臨床心理士による相談 実施回数：123回 ・こんにちは赤ちゃんサロン 実施回数：17回 参加延べ人数：233人	A	妊婦・母親の育児不安の解消や産後うつへの対応など、母親のメンタル面のサポートを図ることができた。(育児疲れや子どもとのかかわり方、家族関係などの相談が多かった。)	ライフステージに応じたこころの健康づくりを継続的に支援するとともに、市民同士で支え合う体制づくりを推進していく。	健康推進課
③ 健康管理意識の啓発	1	健康教育 実施回数：485回 参加延べ人数：9,381人	B	各総合支所において、地域のニーズに即した健康教室を実施し、生活習慣病の予防に関する啓発をすすめることができた。	生活習慣病予防に努め、健康保持増進の具体的行動変容を図るため、地域のニーズに即した健康教室を継続して実施していく。	
④ 保健施策の総合的な推進	1	・健康なまちづくり講演会 テーマ「食から健康づくりを考えよう」 参加人数：220人 ・支所ごとに開催8回(386人)	B	健康づくりの核となる地区組織(保健活動推進員、食生活改善推進員等)との協働による健康なまちづくり講演会を開催することができた。	元気とめ21計画(第2期)の目的に沿い、健康なまちづくりの推進のために地域の各組織・団体等との協働で事業を実施していく。	

◆基本目標 5 単身者や生活困窮者に対する支援

男女共に自立した暮らしの実現のため雇用の支援を行います。

また、未婚率の増加が少子化の要因の一つとなっていることから、単身者が参加しやすい交流の場を提供します。

(1) 出会いの場の創造

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①ふれあい交流事業の開催	1	<p>「登米市結婚活動支援事業」として基本的に年代を限定せず、自分磨きや出会いの場の提供、結婚相談をまとめて民間業者等に委託し、事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分磨きセミナー 対象：未婚の男女 開催数：8回、参加人数：102人 (男73人、女29人) ・出会いイベント 対象：未婚の男女 開催数：7回、参加人数：146人 (男75人、女71人) ・結婚相談会 対象：結婚を望む本人またはその家族 開催数：12回、相談件数：10件 	B	<p>結婚活動支援事業で「自分磨きセミナー」を実施し、参加者のコミュニケーション能力などの向上に努めた。</p> <p>また、「出会いイベント」では、20代から60代といった幅広い年齢の対象者に出会いの場を提供し、結婚活動の支援を行った。まだ、成婚事例こそないものの、参加前よりも「婚活」への意識が高まったとの声が多く聞かれた。</p>	平成 24 年度に引き続き、平成 25 年度も自分磨きや出会いの場の提供等により、結婚活動の支援を行う。	市民活動支援課
②若者交流モニターの設置	1	<ul style="list-style-type: none"> ・若者交流モニター 対象：市内在住の男女各 10 名以内 開催数 5 回、出席人数 60 人 	C	<p>若者定住、市民参加等に関する若者の声を聴き市政等に反映するため、会議開催の上、提言をまとめるとされてあるが、モニターの任期が 1 年という短期間のため困難となっている。</p> <p>平成 24 年度は、市長と対談を行い、直接意見を交わした。</p>	平成 25 年度も継続事業とするが、モニターの任期延長及び会議形式等の検討を行う。	

(2) 就職支援

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①生活困窮者への支援	1	就労支援対象者 41 名のうち就労 5 名、就労支援中 14 名	C	稼働年齢にある者を対象者としているが、就労意欲が低く支援に結びつかなかつたり、就労しても長続きしない事案が見受けられる。 また、生活保護受給者は自動車の保有が基本的に認められていないので通勤手段がネックとなり就労に結びつかないケースもある。	就労意欲の改善、阻害要因の解消を支援し対象者の状況に応じて求人情報の提供や職業紹介、職業訓練のあっせんをしていく。 必要に応じて就労後のフォローアップを実施し安定した就労に繋げていく。	生活福祉課

(3) 相談の場づくり

具体的な取り組み	実施状況	平成 24 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①結婚相談会の実施	1	平成 24 年度は「登米市結婚活動支援事業」内の一つとして実施。 ・結婚相談会 対象：結婚を望む本人またはその家族 開催数：12 回、相談件数：10 件 (本人 6 件、家族 4 件)	B	結婚相談会を実施し、結婚を望む本人やその家族からの相談を受け、助言等を行った。 結果として、相談会への参加者が、結婚活動支援事業にも参加するなど「婚活」への意識を高めることができた。	平成 24 年度に引き続き、平成 25 年度も結婚相談を受け、結婚活動の支援を行う。	市民活動支援課

《市役所内部での取り組み》

◆第2期登米市特定事業主行動計画（主管課：総務部人事課）

1 職員の勤務環境に関するもの

具体的な取り組み	平成24年度における実績
<p>(1) 子育てに関連する既存の各種制度の周知徹底</p> <p>(2) 妊娠中及び出産後における配慮</p> <p>(3) 男性職員の育児参加のための休暇及び休業の取得促進</p> <p> ①男性職員の「育児休業」の取得促進</p> <p> ②「妻の出産休暇」、「育児参加休暇」の取得促進</p> <p>(4) 出産休暇を願い出た職員等への個別説明</p> <p>(5) 出産休暇中及び育児休業中の職員への情報提供</p> <p>(6) 育児休業を取得しやすい環境の整備等</p> <p>(7) 時間外勤務の縮減のための意識啓発</p> <p> ①ノー残業デーの徹底</p> <p> ②週休日の振替又は勤務時間の割振り変更及び代休日の指定の徹底</p> <p> ③業務の簡素合理化の推進</p> <p> ④健康面における配慮</p> <p>(8) 年次有給休暇の取得の促進</p>	<p>【女性職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得者 <u>18人</u> ・平成23年度以前から引き続きの取得者 <u>10人</u> ・部分休業取得者 <u>0人</u> <p>【男性職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得者 <u>0人</u> ・妻の出産休暇取得者 <u>22人</u> ・育児参加休暇 <u>0人</u> <p>○ノー残業デー実施率 <u>100%</u></p> <p>○平成24年 年次有給休暇平均取得日数 <u>10.3日/年</u></p>

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

<p>(1) 来庁者に対する環境整備</p> <p>(2) 子供の職場学習機会の積極的な提供</p> <p>(3) 子供と触れ合う機会の充実</p>	
--	--

3 数字で見る登米市の男女共同参画推進状況

(1) 政策・方針決定過程への女性の登用状況

(平成24年4月1日現在)

No	項目	登米市	宮城県平均	最多市町村
1	女性議員の割合	6.7%	9.5%	33.3% (柴田町)
2	市役所の女性職員の割合	管理職※	20.7%	28.1% (加美町)
		うち一般行政職	2.0%	29.0% (松島町)
		管理職以外の職員	48.9%	61.1% (涌谷町)
		総計	45.4%	56.5% (涌谷町)
3	市立小中学校PTA会長への女性の就任状況	小学校	0%	71.4% (富谷町)
		中学校	0%	71.4% (名取市)
4	公民館長への女性の就任状況	0%	4.8%	100% (亘理町、色麻町)
5	自治会長への女性の就任状況	1.3%	3.7%	8.3% (仙台市)
6	女性委員がいる各種審議会等の数	83.9%	77.1%	92.6% (仙台市)
7	各種審議会等委員への女性の登用状況	26.7%	24.0%	42.8% (富谷町)

【参考】：平成24年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告

※「管理職」とは、課長及びこれに相当する職以上（一般行政職、研究職、医師職、福祉職、看護・保健職、消防職等を含む）とし、公立学校の校長・教頭、幼稚園の園長及び嘱託・臨時職員は除きます。

(2) 審議会等委員への女性委員の登用状況（平成24年4月1日現在）

・法律による委員会（行政委員会）・・・地方自治法180条の5

No.	審議会等名称	委員総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)
1	教育委員会	5	1	20.0
2	選挙管理委員会	4	1	25.0
3	人事委員会	—	—	—
4	監査委員	3	0	0.0
5	農業委員会	48	5	10.4
6	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
合計		63	7	11.1

・法律・条例による審議会等（付属機関）・・・地方自治法202条の3

No.	審議会等名称	委員総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)
1	登米市情報公開・個人情報保護審査会	5	1	20.0
2	地域審議会	104	30	28.8
3	登米町街なみ景観整備審査会	10	2	20.0
4	登米市男女共同参画審議会	10	7	70.0
5	登米市交通安全対策会議	17	1	5.9
6	登米市環境審議会	15	5	33.3
7	登米市国民健康保険運営協議会	9	3	33.3
8	登米市予防接種健康被害調査委員会	5	0	0.0
9	登米市食育推進会議	15	6	40.0
10	登米市介護認定審査会	125	45	36.0
11	登米市介護保険運営委員会	9	3	33.3
12	登米市民生委員推薦会	14	1	7.1
13	登米市障害程度区分認定審査会	15	7	46.7
14	登米市児童厚生施設運営委員会	10	5	50.0
15	登米市都市計画審議会	14	1	7.1
16	登米市下水道事業運営審議会	10	2	20.0
17	登米市上水道事業運営審議会	10	4	40.0
18	登米市立病院等運営協議会	14	2	14.3
19	登米市障害児就学指導委員会	15	6	40.0
20	登米市学校給食センター運営審議会	12	9	75.0
21	登米市社会教育委員会	10	3	30.0
22	登米市立図書館協議会	10	7	70.0

23	登米市公民館運営審議会	15	5	33.3
24	登米市青少年問題協議会	20	0	0.0
25	登米市文化財保護委員会	10	0	0.0
26	勤労青少年ホーム運営委員会	9	2	22.2
27	登米市スポーツ推進審議会	15	4	26.7
合計		527	161	30.6

・要綱等により設置している委員会等

No.	委員会等名称	委員総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)
1	登米市市政モニター	20	10	50.0
2	登米市地域公共交通会議	10	2	20.0
3	登米市第三セクター調査検討委員会	10	0	0.0
4	登米市行財政改革推進委員会	7	2	28.6
5	登米市公の施設指定管理者選定委員会	12	2	16.7
6	登米市行政評価委員会	5	1	20.0
7	登米市迫地域づくり委員会	12	3	25.0
8	登米市登米地域づくり委員会	9	1	11.1
9	登米市東和地域づくり委員会	12	1	8.3
10	登米市中田地域づくり委員会	12	4	33.3
11	登米市豊里地域づくり委員会	13	4	30.8
12	登米市米山地域づくり委員会	12	2	16.7
13	登米市石越地域づくり委員会	13	5	38.5
14	登米市南方地域づくり委員会	7	2	28.6
15	登米市津山地域づくり委員会	9	1	11.1
16	登米市地域包括医療・ケア体制推進会議	21	9	42.9
17	登米市健康なまちづくり推進協議会	19	5	26.3
18	登米市自殺予防対策連絡協議会	21	3	14.3
19	登米市地域包括支援センター運営協議会	9	3	33.3
20	登米市地域密着型サービス運営委員会	9	3	33.3
21	登米市老人ホーム入所判定委員会	5	3	60.0
22	登米市高齢者虐待対策連絡協議会	12	3	25.0

23	登米市次世代育成支援対策地域協議会	15	8	53.3
24	登米市障害者計画・障害者福祉計画策定委員会	12	5	41.7
25	登米市障害者自立支援協議会	12	5	41.7
26	登米市保育所入所判定会議	12	5	41.7
27	登米市要保護児童対策地域協議会	17	0	0.0
28	登米市農作物有害鳥獣対策協議会	14	0	0.0
29	登米市特別融資制度推進会議	12	0	0.0
30	登米市農作物有害鳥獣駆除隊連絡協議会	12	0	0.0
31	登米市農作物異常気象対策連絡会議	31	0	0.0
32	登米市農業経営改善計画認定審査会	9	0	0.0
33	登米市地域産材利用推進会議	26	0	0.0
34	登米市園芸振興協議会	27	0	0.0
35	登米市地産地消推進協議会	18	6	33.3
36	登米市地産地消推進本部	7	0	0.0
37	登米市肉用牛貸付事業運営委員会	12	0	0.0
38	仮屋排水機場・荒川・長沼ダム対策委員会	14	0	0.0
39	登米市農作業標準料金・賃金改定委員会	15	0	0.0
40	登米市育英資金奨学生選考委員会	12	4	33.3
41	上杉奨学金奨学生選考委員会	12	4	33.3
42	教科書採択資料作成委員会	5	1	20.0
43	登米市結核対策委員会	9	2	22.2
44	登米市教育研究所運営委員会	13	3	23.1
45	登米市問題行動対策支援会議	9	1	11.1
46	登米市視聴覚センター運営委員会	13	4	30.8
47	登米市生涯学習推進計画懇話会	15	5	33.3
合計		607	121	19.9

平成 24 年度登米市男女共同参画審議会の開催状況

《第 1 回審議会》

開催日：平成 24 年 9 月 19 日（水）

開催場所：登米市役所迫庁舎第 4 委員会室

【内 容】

- ・平成 23 年度登米市男女共同参画の施策に関する推進状況報告書について

だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例

平成 23 年 3 月 11 日

条例第 9 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 9 条—第 18 条)

第 3 章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第 19 条—第 21 条)

第 4 章 男女共同参画審議会(第 22 条—第 25 条)

第 5 章 雑則(第 26 条)

附則

私たちは、豊かな水辺空間と肥よくな耕土が広がる登米市で、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきました。

しかし、家庭や職場、地域の中で、男女の固定的な役割分担意識や社会慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないこと、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことなどを改めていかなければなりません。また、あらゆる暴力を禁止する取組の必要性など、人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

さらに、私たちを取りまく社会経済情勢は、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急激で多様な変化が続いており、これらの変化に対応し、だれもが生き生きと暮らせる登米市を築くため、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男

女共同参画社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、市及び市民、事業者、教育関係者又は市民団体の協働のもと、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、登米市(以下「市」といいます。)、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め計画的に推進することにより、だれもが生き生きと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例で使われる用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、それによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画するための機会を提供することをいいます。
- (3) 市民 次のいずれかに該当する人をいいます。

ア 市内に居住する人

イ 市内の事務所又は事業所に勤務する人

ウ 市内の学校に在学する人

エ 市内に滞在する人

- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいいます。
- (5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。
- (6) 市民団体 さまざまな分野において、より多くの人が豊かに生活できることを目的として継続的に活動を行う特定非営利活動法人その他の団体又は自治会等をいいます。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人に不快感又は不利益を与え、職場などの生活環境を害することをいいます。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間において身体的又は精神的に苦痛を与える暴力的行為をいいます。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のことをいい、だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿って行える状態をいいます。
- (10) 協働 共通の目標を達成するために、互いの信頼関係のもと、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての人権が尊重され、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、国籍にかかわらず個人として尊重されることです。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されることです。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が平等に、市における政策

又は事業者、教育関係者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることです。

- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、互いの協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活及び職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立できるよう配慮されることです。
- (5) 教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われることです。
- (6) 暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を与える行為をいいます。以下同じです。)の根絶 あらゆる形態の暴力的行為を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であるという認識を持たなければならないことです。
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女が互いの身体的特徴及び性について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、それぞれの意思や権利が尊重され、生涯にわたり心身の健康を維持できるようにすることです。
- (8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がいを有する人又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等の人権について配慮されることです。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会が目指す理想の一つであり、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的な視野で協調して行われることです。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じで

す。)を総合的に策定し、実施しなければなりません。

2 市は、前項の施策以外の施策の策定若しくは変更又は実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければなりません。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。

4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民、事業者、教育関係者及び市民団体(以下「市民等」といいます。)との協働により行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めなければなりません。

2 市民は、市又は事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動の実施に当たっては、市、事業者、教育関係者及び市民団体との協働により行うよう努めます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めます。

2 事業者は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めます。

3 事業者は、男女共同参画の推進に関する市の施策又は他の事業者及び市民が実施する事業活動に協力するよう努めます。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりません。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(市民団体の責務)

第8条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定に当たっては、男女が互いに能力を発揮できるよう努めなければなりません。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき、基本的な計画(以下「計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、計画の策定及び変更に当たっては、第22条に規定する登米市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

3 市長は、計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(推進体制の整備等)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究を行います。

2 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に必要な環境整備に

努めます。

(市民等の理解を深めるための措置)

第 11 条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行えるよう啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講じます。

2 市は、男女共同参画推進の人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講じます。

(事業者が行う活動への支援)

第 12 条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めます。

(教育の分野における措置)

第 13 条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識づくり、個性及び能力の育成、男女共同参画を推進するための教育の充実等に必要な措置を講じるよう努めます。

(家族経営的な農林業及び商工業等の分野における措置)

第 14 条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営活動及び地域活動に平等に参画する機会が確保されるための必要な措置を講じるよう努めます。

(仕事及び生活の両立支援)

第 15 条 市は、家族を構成する男女が、共に仕事、子育て、介護等で家族的責任を果たすことができ、その他の家庭生活、地域等における活動の両立を可能とするため、ワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うよう努めます。

(政策の立案及び決定への共同参画)

第 16 条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における

活動において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう、市民等と協力し、必要な措置を講じるよう努めます。

2 市は、各種委員会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、男女の均等な登用に努めます。

3 市は、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保します。

(実施状況等の公表)

第 17 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表します。

(市の施策に関する意見又は苦情の申出)

第 18 条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができます。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応しなければなりません。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、登米市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

第 3 章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止等)

第 19 条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

(性別による権利侵害に関する相談体制の整備等)

第 20 条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うため必要な相談体

制を整備します。

2 市は、前条に関する相談に関して、関係機関と連携し、適切かつ迅速に必要な支援を行います。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 21 条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行ってはなりません。

第 4 章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第 22 条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、登米市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

- (1) 第 9 条第 2 項に規定する事項
- (2) 第 18 条第 2 項に規定する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 審議会は、必要があると認めるときは前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 10 人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する人
- (2) 関係団体の推薦を受けた人
- (3) 公募により選任を受けた人

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第 24 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第 25 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否が同数のときは、議長が決定します。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができます。

第 5 章 雑則

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

(登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年登米市条例第 48 号)の一部を次のように改正します。

[次のよう]略

登米市企画部市民活動支援課

〒987-0511

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話：0220-22-2173

FAX：0220-22-9164

E-mail: shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp

平成25年10月